

議案第 5 5 号

地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 8 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員（以下「職員」という。）の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(給与及び費用弁償)

第2条 前条の給与とは、報酬及び期末手当をいう。

- 2 給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、職員の申出があったときは、給与を口座振替の方法により支払うことができる。
- 4 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(報酬表)

第3条 職員の報酬の基準となる金額（以下「基準額」という。）は、別表第1に定める行政職報酬表によるものとする。

- 2 前項の報酬表（以下単に「報酬表」という。）は、全ての職員に適用するものとする。

(職務の級)

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを報酬表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、市長が規則で定める。

- 2 職員の職務の級は、前項の規定に基づく分類の基準に従い任命権者が決定する。

(職務の号給)

第5条 職員となった者の号給は、市長が規則で定めるところにより任命権者が決定する。

(地域手当に相当する報酬)

第6条 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に地域手当に相当する報酬を基準額に加味して支給する。

2 地域手当に相当する報酬の額は、基準額に100分の6を乗じて得た額とする。

(職員の報酬)

第7条 月額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額に、当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間を岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年岩倉市条例第20号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)とする。

2 時間額で報酬を定める職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)とする。

3 前2項の「基準月額」とは、これらに規定する職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、地域手当に相当する報酬を加算した額とする。

(報酬の支給)

第8条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める期日に支給する。

2 時間額により報酬が定められた職員に対しては、その者の勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められた職員に対しては、職員となった日から離職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外るときは、その報酬の額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(通勤に係る費用弁償)

第9条 職員が岩倉市職員の給与に関する条例(昭和46年岩倉市条例第

33号。以下「給与条例」という。)第15条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)については、給与条例第15条第2項及び第3項の規定の例による。

3 前2項に規定するもののほか、通勤に係る費用弁償の支給について必要な事項は、市長が規則で定める。

(公務のための旅費に係る費用弁償)

第10条 職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、岩倉市職員の旅費に関する条例(昭和46年岩倉市条例第35号)の例による。

(時間外勤務に係る報酬)

第11条 当該職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、前項の勤務1時間につき、第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振

られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、職員が割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間 100分の50（休日勤務に係る報酬）

第12条 勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）（毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、同条に規定する祝日法による休日が週休日に当たるときは、規則で定める日）及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

(夜間勤務に係る報酬)

第13条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の25を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第14条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上の職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間における報酬(市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」とする。

- 2 任期の定めが6月に満たない職員の1会計年度内における任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで職員として任用され、同日の翌日に職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の職員とみなす。

(特殊勤務に係る報酬)

第15条 岩倉市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和52年岩倉市条例第23号。以下「特殊勤務手当条例」という。)別表に規定する勤務に

従事することを命ぜられた職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(勤務1時間当たりの報酬の額の算出)

第16条 第11条から第13条までに規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第7条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じ、その額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 時間額による報酬 第7条第2項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する月額により報酬を定められている職員の勤務1時間当たりの報酬の額は、第7条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じ、その額を当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(報酬の減額)

第17条 月額により報酬を定められている職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に定める勤務1時間当たりの報酬の額を減額する。

(雑則)

第18条 報酬及び期末手当の支給の方法その他この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(単純労務者の給与)

2 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準については、当分の間この条例の各相当規定の例による。

## 別表第1（第3条関係）

## ア 行政職報酬表（一）

職務の級 号給	1級	2級
	報酬月額	報酬月額
	円	円
1	144,100	194,000
2	145,200	195,800
3	146,400	197,600
4	147,500	199,400
5	148,600	200,900
6	149,700	202,700
7	150,800	204,500
8	151,900	206,300
9	153,000	207,900
10	154,400	209,700
11	155,700	211,500
12	157,000	213,300
13	158,300	214,700
14	159,800	216,500
15	161,300	218,200
16	162,900	220,000
17	164,200	221,700
18	165,700	223,400
19	167,200	225,000
20	168,700	226,600
21	170,100	228,000
22	172,800	229,700
23	175,400	231,300
24	178,000	232,900
25	180,700	234,000
26	182,400	235,500
27	184,000	236,900
28	185,700	238,200
29	187,200	239,500
30	188,900	240,700
31	190,700	241,700
32	192,400	242,900
33	194,000	244,200
34	195,400	245,300



35	196,900	246,500
36	198,400	247,800
37	199,700	248,700
38	201,000	250,100
39	202,200	251,500
40	203,500	252,900
41	204,800	254,300
42	206,100	255,700
43	207,400	257,100
44	208,700	258,400
45	209,800	259,600
46	211,100	260,900
47	212,400	262,300
48	213,700	263,600
49	214,800	264,700
50	215,900	265,800
51	216,900	267,100
52	218,000	268,400
53	219,100	269,400
54	220,100	270,500
55	221,000	271,800
56	222,000	273,100
57	222,400	274,000
58	223,300	275,000
59	224,100	275,900
60	224,900	277,000
61	225,600	278,100
62	226,600	279,100
63	227,400	280,000
64	228,300	281,000
65	229,000	281,500
66	229,800	282,400
67	230,700	283,100
68	231,700	284,000
69	232,400	285,000
70	233,100	285,800
71	233,700	286,600
72	234,500	287,400
73	235,300	288,200
74	236,000	288,700

75	236,700	289,100
76	237,300	289,600
77	238,000	289,800
78	238,800	290,100
79	239,600	290,300
80	240,300	290,700
81	240,800	290,900
82	241,500	291,100
83	242,200	291,500
84	242,900	291,800
85	243,500	292,100
86	244,200	292,400
87	244,900	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000

115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

イ 行政職報酬表（二）

職務の級 号給	1 級
	報酬月額
	円
1	130,400
2	131,300
3	132,300
4	133,200
5	134,200
6	135,200
7	136,200
8	137,200
9	138,000
10	139,000
11	140,000
12	141,100
13	141,900
14	142,900
15	143,900
16	144,900
17	146,000
18	147,200
19	148,400
20	149,600
21	150,700
22	151,900
23	153,100
24	154,300
25	155,500
26	157,000
27	158,500
28	160,000
29	161,400
30	162,900
31	164,400
32	165,900
33	167,400
34	169,200
35	171,000

36	172,800
37	174,600
38	176,300
39	178,000
40	179,700
41	181,300
42	182,700
43	184,000
44	185,400
45	186,900
46	188,200
47	189,600
48	191,000
49	192,300
50	193,400
51	194,500
52	195,700
53	196,800
54	197,900
55	198,800
56	199,900
57	201,000
58	202,000
59	203,000
60	204,000
61	205,100
62	206,000
63	206,900
64	207,800
65	208,500
66	209,300
67	210,000
68	210,800
69	211,200
70	211,800
71	212,100
72	212,600
73	212,800
74	213,400
75	213,900

76	214,600
77	214,800
78	215,500
79	216,000
80	216,600
81	217,300
82	217,700
83	218,300
84	219,000
85	219,600
86	220,100
87	220,600
88	221,300
89	221,800
90	222,400
91	223,000
92	223,500
93	223,900
94	224,400
95	224,900
96	225,400
97	225,700
98	226,200
99	226,700
100	227,200
101	227,600
102	228,100
103	228,700
104	229,300
105	229,700
106	230,200
107	230,500
108	230,900
109	231,100
110	231,500
111	232,000
112	232,400
113	232,600
114	233,100
115	233,600

116	234,100
117	234,400
118	234,800
119	235,200
120	235,600
121	236,000

別表第2（第4条関係）

等級別基準職務表

ア 行政職報酬表（一）

職務の級	職務の内容
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務

イ 行政職報酬表（二）

職務の級	職務の内容
1 級	労務作業職員の職務